

# 町営墓地のご案内

## 町営墓地について

名称	位置
原前霊園	大河原町大谷字原前 55 番地 1
頼母山霊園	大河原町金ヶ瀬字台部 105 番地

## 使用者の資格について

大河原町に住所を有するかた

## 使用区画について

使用者 1 人つき 1 区画

## 使用料及び管理料について(平成 30 年 4 月現在)

- (1) 使用料 180,000 円  
使用料は使用許可証の交付時に納付書により納付していただきます。納付いただいた使用料は返還いたしません。
- (2) 管理料 1,890 円 (年額)  
管理料は墓地の共有部分 (通路、側溝等) の清掃、その他の手入れにあてる経費として、次のいずれかの方法により納付していただきます。
  - ・納入通知書と一緒に納付書による納付 (毎年 6 月中旬に送付されます)
  - ・納入通知書に記載された指定金融機関による口座振替(手続きが必要です)

## 使用許可の取消しについて

- (1) 使用許可を受けた日から墓碑等を建てずに 2 年を経過したとき
- (2) 使用者が 3 年間管理料を納入しないとき
- (3) 使用者が死亡してから 2 年を過ぎても承継者がいないとき
- (4) 目的以外に使用したとき
- (5) 墓地を他人に転貸したとき
- (6) 大河原町営墓地条例若しくは条例に基づく命令に違反したとき

## 使用の制限等について

- (1) 使用者は、常に環境を損なわないように管理してください
- (2) 墓碑等の高さは 3 m 以内、盛土並びに囲障の高さは 60cm 以内にしてください
- (3) 植栽は、常に高さ 2 m 以内に整形できる樹種にしてください

## 申し込みに必要なものについて

- (1) 町営墓地使用許可申請書(町民生活課窓口にあります)
- (2) 使用者の住民票抄本

申込み・問合せ先  
**大河原町町民生活課環境衛生係**  
TEL 0224-53-2114



## 原前霊園

大正時代からある霊園です。春は桜が咲き誇り、蔵王連峰を眺めながら安らかにお眠りいただけます。

○住所

大河原町大谷字原前 55 番地 1

## 頼母山霊園

金ヶ瀬地区にある霊園です。季節の花木が植えられており、緑豊かな山々の中で安らかにお眠りいただけます。

○住所

大河原町金ヶ瀬字台部 105 番地

